



ニュースリリース 平成 26年 6月 9日

「預金小切手による振り込め詐欺被害防止対策」の実施について

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、このたび、茨城県警からの要請に基づき、振り込め詐欺被害未然防止の新たな取り組みとして、「預金小切手」を活用した防止策を実施しますので、下記のとおりお知らせいたします。

ご高齢のお客さまが窓口で多額の現金のお引き出しを希望される場合、これまでのアンケート等による資金使途の確認に加え、「記名式線引預金小切手※1」のご利用をご案内させていただくことがありますので、お客さまのご理解とご協力をお願いいたします。

当行は、今後とも、地域金融機関として警察署と連携を図り、振り込め詐欺の被害防止に努めてまいります。

記

1. 開始日

6月9日(月)

2. 実施拠点

全営業店

※1「記名式線引預金小切手」

- ・「預金小切手」とは、銀行が支払人として振り出す小切手のことをいいます。
- ・「記名式」とは、受取人の名前を小切手に記載する方法で、記名された受取人だけが支払いを受けることができます。したがって、不正に小切手を拾得した第三者に現金化されることを防ぐ効果が高くなります。
- ・「線引」とは、小切手の現金化を銀行とお取引があるお客さまのみに限定するものです。したがって、誰に支払いをされたかが明確になり、被害防止につながります。

以上